

## 物品販売申告書

令和 年 月 日

大阪市立鶴見区民センター

指定管理者 (一財) 大阪市コミュニティ協会

代表者 大垣 純一 様

(申請者) 所在地  
団体名  
代表者氏名

鶴見区民センターにおける次の物品販売について、以下の注意事項を了承し、申告します。

行事名称	
日 時	年 月 日 午前・午後・夜間
販売品名 予定価格 予定数量	
販売責任者	氏名 電話番号

## (注意事項)

- 販売に伴って発生するトラブルは申請者が責任を持って処理してください。
- 販売品は催し物に関連するものに限り、(販売自体が主目的となる利用は許可しません。)
- 食品の販売等、法令等に届出等の定めがあるものは申請者が責任をもって対応してください。
- 使用許可書に記載のホール・会議室等以外の場所での販売はできません。
- 販売により主催者に利益が上がる場合は、施設利用料について割増料金を適用します。
- 次のような場合は、ご利用いただけません。(使用の許可を取り消すことがあります。)
  - ・犯罪行為または犯罪行為を助長する等のおそれがある場合
  - ・わいせつ物、危険物の持ち込みなど、公安又は風俗を害するおそれがある場合
  - ・本申告に係る物品に瑕疵があること、その他原因によって、当該物品の販売契約について契約不適合責任が生じた場合、購入者に対する法的責任(返金措置・損害の賠償など)に応じるために必要な体制がとられていないと認められる場合
  - ・本申告に係る物品の販売行為等(勧誘のための行為を含む)が、消費者契約法、特定商取引に関する法律、その他の法令に違反するおそれがあると認められる場合